

平成30年4月20日

各 位

新潟県体育施設協会 会長 新井 恵  
(新潟県 県民生活・環境部 スポーツ課長)

平成30年度新潟県体育施設協会研修会の開催について (案内)

平素から本会の活動に格別のご理解をいただき、深く感謝申し上げます。  
さて、本会の会員向け研修活動として別紙要項のとおり研修会を開催します。  
つきましては、県内の体育・スポーツの振興に資するため、会員以外の方々からの参加をお受けしますので、下記のとおりご案内いたします。

#### 記

- 1 日 時 平成30年5月29日 (火)  
14:00～14:15 受 付 大研修室前  
14:15～15:45 研修会 大研修室
- 2 会 場 新潟県健康づくり・スポーツ医科学センター 大研修室  
(新潟市中央区清五郎67-12 デンカビッグスワンスタジアム内)  
<http://www.ken-suppo.jp/> TEL:025-287-8806
- 3 参加申込等  
(1) 別紙「参加申込書」により平成30年5月18日 (金) までに本会事務局へ申し込みください。  
(2) 本会の会員団体以外は1人3千円の参加料を当日受付で頂戴します。
- 4 その他  
当日、同会場にて本会の総会を開催 (14時終了予定) していますので、早めに会場に到着された場合は、新潟県健康づくり・スポーツ医科学センターの休憩スペースでお待ち願います。

#### 【会員及び賛助会員募集のご案内】

本会は、県内体育施設の適正な運営について研究協議し、体育・レクリエーション運動の振興に寄与することを目的として活動しており、趣旨に賛同される団体 (自治体又は指定管理事業者) の入会を募集しております。

詳しくは「規約」「加入のメリット」をご参照のうえ、事務局にお問い合わせください。総会までに入会された場合は参加料が無料となります。

新潟県体育施設協会事務局 担当：(公財)新潟県体スポーツ協会スポーツ推進課 和泉 〒950-0933 新潟市中央区清五郎67番地12 デンカビッグスワンスタジアム内 TEL025-287-8600 FAX025-287-8601 E-mail shisetsu@niigata-sports.net
--

## 新潟県体育施設協会規約

(名称、事務局)

第1条 この会は、「新潟県体育施設協会」といい、事務局を「公益財団法人新潟県体育協会内」におく。

(目的)

第2条 この会は、県内体育施設の適正な運営について研究協議し、体育・レクリエーション運動の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、目的を達成するために次の事業を行う。

- 2 加盟施設間の相互の連絡を図るとともに、施設の適正な運営について協議する。
- 3 施設運営についての研究会及び職員講習会等の開催
- 4 その他目的達成のための必要事項

(組織)

第4条 この会は、次に掲げるもので組織する。

- 2 体育施設を有する県及び市町村又は、これに準ずる団体
- 3 体育施設を有する会社、事業所及び団体
- 4 この会の加盟団体が有する体育施設の管理を受託する会社、事業所及び団体
- 5 会長が推薦するもの

(役員)

第5条 この会に次の役員を置く。

- 2 会長 1名 副会長 若干名 幹事 若干名 監事 若干名
- 3 会長は、県民スポーツ課長をもって充てる。
- 4 副会長、幹事、監事は会長が指名する。
- 5 役員の内任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。欠員による後任者は残任期間とする。また、役員が所属団体の役職を離れた場合は、その時点で任期が終了し、後任者が残任期間を務めるものとする。
- 6 会長はこの会を代表し、会務を統括し会議の議長となる。
- 7 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは代行する。
- 8 幹事は、会長の命を受けて会務を処理する。
- 9 監事は、会計を監査する。

(賛助会員)

第6条 この会に賛助会員を置くことができる。

- 2 賛助会員の規定は別に定める。

(会議)

第7条 総会は年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときに、臨時に開くことができる。

- 2 総会は、加盟団体の過半数をもって成立する。ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意思を表示した加盟団体は、出席者とみなす。
- 3 議決は、出席者の過半数の同意をもって決し、可否同数の時は議長の決するところによる。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
  - (1) 監事の承認
  - (2) 事業報告及び収支決算
  - (3) 事業計画及び収支予算
  - (4) 規約の改正
  - (5) その他

(会 計)

第8条 この会の経費は、加盟団体の負担金及びその他の収入で賄う。

2 負担金は、年額5,000円とする。

第9条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

## 附 則

- 1 この規約は、昭和38年5月21日より施行する。
- 2 第8条に規定する負担金は、地方公共団体にあつては1団体とし、会社、事業所にあつては1企業単位とする。
- 3 昭和42年11月 9日一部改正
- 4 平成 3年 5月22日一部改正
- 5 平成 4年 5月19日一部改正
- 6 平成16年 6月25日一部改正
- 7 平成17年10月21日一部改正
- 8 平成18年 7月19日一部改正
- 9 平成21年 5月26日一部改正、賛助会員規定一部改正
- 10 平成22年11月24日一部改正
- 11 平成23年 6月30日一部改正、賛助会員規定一部改正
- 12 平成24年 5月23日一部改正
- 13 平成27年 5月28日一部改正

## 賛助会員規定

第1条 本協会の賛助会員は、体育施設に関係する事業を行う会社、事業所及び団体の中から会長が推薦する。

第2条 賛助会員は、本事業を賛助するため毎年賛助金（1口5,000円）を拠出するものとする。

## 新潟県体育施設協会加入のメリット

- （公財）日本体育施設協会主催の各種資格認定講習会における資格認定試験を、会員価格で受験できます。  
水泳指導管理士、体育施設管理士（※）、トレーニング指導士、  
体育施設運営士については、受験料 15,000円⇒10,000円  
※体育施設運営士は（公財）新潟県スポーツ協会が養成講習会を開催します。
  - 新潟県体育施設協会が主催する研修会に無料で参加できます。  
（非会員団体の場合は、1名につき3,000円の参加料が必要となります。）
  - （公財）日本体育施設協会や北信越ブロックで開催する研修会に参加できます。  
（参加料の補助もあります。）
  - 条件を満たした者を（公財）日本体育施設協会の体育施設功労者表彰の被表彰候補者として推薦することができます。
  - スポーツファシリティーズ保険制度に加入できます。
  - 全国の会員名簿に掲載し、年1回の会員名簿（冊子）をお届けします。
- ◆記載内容について、今後、（公財）日本体育施設協会等の都合により予告なしに変更が生ずる場合がありますので、予めご了承願います。また、講習会では参加資格や人数制限がある場合があります。

# 【非会員用】

## 平成 30 年度新潟県体育施設協会研修会参加申込書

平成 30 年 月 日

新潟県体育施設協会会長 様

団体名	
指定管理の実施状況について(※)	・自治体（行政） →指定管理を導入している（ ） →指定管理を導入していない（ ）
	・自治体以外（事業者等） →指定管理を受けている（ ） →指定管理を受けていない（ ）
担当者名	
連絡先	TEL FAX

※参考としたいので、差し支えなければ、貴団体における指定管理に関する実施状況をご記入願います。該当する（ ）に○印を付けてください。

### 研修会参加者

（下記に必要事項を記入してください）

No	氏名	所属部署・役職名等	備考
1			
2			
3			
4			
5			

※所属部署・役職名等には「スポーツ課施設係長」「〇〇部△△グループ主任」「□□体育館館長」などご記入ください。

※5名以上参加される場合は、コピーのうえご利用ください。（別紙でも結構です）

※お一人3千円の参加料をお願いします。（当日会場にてお支払いください。）

■ 5月18日（金）までに **FAX025-287-8601** 送信願います。